



4月24日(火)、市役所本庁でイングリッシュサポートティーチャー(EST)の委嘱状交付式が行われました。

これは、小学校で新学習指導要領による英語教育が全面実施されることに伴い、英語に不慣れた教員をALTと共に補助するため、本市独自に募集したもので、委嘱された18人には、それぞれ1~4校の担当が割り当てられました。本市小学生の英語力の向上が期待されます。

イングリッシュサポートティーチャー(EST)に委嘱状交付



中国常熟市貿易調査団が来日



5月9日(水)からの3日間、友好都市の中国常熟市から政府口岸弁公室の包旭明副主任を代表とする貿易調査団6人が本市を訪れ、川内港と常熟港間の貿易促進に向けた意見交換や企業視察を行いました。

意見交換会では、常熟港向けの本材輸出に関し、定期航路の早期実現を求める声が上がるとともに、有意義な会となりました。



市内各地から

じゅうたんのように敷き詰められた一面の芝桜  
(平佐西地区コミュニティ協議会)

平成30年4月9日撮影



非日常の空間で日本酒を味わい尽くしました



4月20日(金)からの11日間、六本木ヒルズアリーナ(東京都)で元サッカー日本代表の中田英寿氏がプロデュースする日本酒イベント「CRAFT SAKE WEEK at ROPPONGI HILLS 2018」が開催されました。

会場内には、今回のテーマである竹にちなんで東郷町藤川から伐採・運搬された450本の孟宗竹で「回廊」が造られました。期間中、昨年度の約11万人を上回る延べ12万人の来場者が、大都会の中で本市の竹が醸し出す独特の雰囲気を楽しみました。



(表1)

平成30年度保険料(月額)	
全額免除の場合	0円
4分の3免除の場合	4,090円
半額免除の場合	8,170円
4分の1免除の場合	12,260円

\*下の表2も参照ください。

- 将来の老齢基礎年金が受給できないか、受給できても金額が少なくない場合があります。
- 障害や死亡といった不慮の事態が生じた際、年金を受け取ることができなくなる場合があります。
- 一部免除の承認を受けても、残りの保険料を納付しないと、未納と同じ扱いになります。
- \*詳しくは、下の表2を参照ください。
- 免除・納付猶予制度を利用しなかった場合は、原則2年間しか、さかのぼって納付することができません。

保険料が未納のままだと...

- ① 学生納付特例制度 Ⅱ 学生の方
- ② 全額免除・一部納付(免除)制度 Ⅰ に該当しない方
- ③ 納付猶予制度 Ⅱ 50歳未満で、本人と配偶者の所得が一定額以下の方を  
対象に、保険料の納付を猶予する  
ものです。(平成28年7月以降、30歳未満から50歳未満に年齢拡充されました)

国民年金の免除・納付猶予制度とその対象

- 免除・納付猶予制度を利用した場合は、最大10年間さかのぼって追納することができません。ただし、3年目から、当時の保険料に加算額が上乗せされます。
- \*平成30年9月30日までは、未納の国民年金保険料を5年間さかのぼって納付できる「**後納制度**」が利用できます。後納保険料の納付は事前の申し込みが必要ですので、年金事務所に問い合わせください。
- 【免除などの申請期間】  
平成30年度分は7月1日~平成31年6月末日  
\*学生納付特例は、4月1日~平成31年3月末日
- 【免除などの申請に必要なもの】  
● 印鑑(スタンプ印を除く)、年金手帳、身分証(運転免許証など)  
● 学生の方は、学生証の写し、または在学証明書(原本)  
● 平成29年1月1日以降に離職した方は、離職票の写し、または雇用保険受給資格者証の写し
- ※保険料の納付期限から2年を経過していない期間(申請時から2年1ヵ月前までの期間)については、さかのぼって免除などを申請できます。

(表2)

	老齢基礎年金の資格期間には	老齢基礎年金額の計算には	万一の障害年金・遺族年金の保障は	後から保険料を納めたときには(追納期間)
全額免除	認められます	1/2として計算	あります	10年以内なら追納できます
4分の3免除		5/8として計算		10年以内なら、一部免除部分を追納できます
半額免除		3/4として計算		10年以内なら追納できます
4分の1免除		7/8として計算		
納付猶予 学生特例		計算されません		2年を過ぎると納付できません ※上記「 <b>後納制度</b> 」を継続中
未納	認められません		ありません	

- ▼【受付窓口・問合せ先】  
本庁保険年金課国民年金グループ(内線2821)または各支所地域振興課市民生活グループ(鹿島支所は市民福祉グループ)
- ▼川内年金事務所(平佐町)  
☎(22)5276